

平成24年度第18回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成25年2月8日（金）16時34分開会

場所 第1会議室

出席者 17名

山本学長，和田理事（総務・財務担当副学長），大矢理事（教育担当副学長），奥田副学長，鈴木評議員（言語センター長），穴沢評議員（国際交流センター長），寺坂評議員（経済学科長），プラート評議員（商学科長），多木評議員（企業法学科長），持田評議員（社会情報学科長），岡部評議員（一般教育系学科主任），小田評議員（現代商学専攻長），横田評議員（経済学科教授），金評議員（商学科教授），林評議員（企業法学科教授），中村（隆）評議員（社会情報学科教授），山本（久）評議員（言語センター教授）

公欠者 5名

平沢評議員（情報処理センター長），李評議員（ビジネス創造センター長），近藤評議員（アントレプレナーシップ専攻長），上野評議員（一般教育等教授），瀬戸評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

欠席者 0名

議事に先立ち，山本学長から，報告事項『「国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程」及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」について』を追加する旨，報告があった。

続いて，事前に配付している前回（1月9日）開催の平成24年度第17回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程の制定について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程（案）について，本日開催の学部・大学院合同教授会にて，審議資料1にあるとおり，原案がまとまったので，審議願いたい旨，提案があった。

続いて，審議が行われ，原案どおり承認された。

承認後，山本学長から，国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程については，平成25年2月8日付けで制定する旨，説明があった。

2. 小樽商科大学言語センター規程の一部改正（案）について

山本学長から，小樽商科大学言語センター規程の一部改正（案）について，本日開催の学部・大学院合同教授会にて，審議資料2にあるとおり，原案がまとまったので，審議願いたい旨，提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、小樽商科大学言語センター規程の一部改正については、平成25年2月8日付けで施行する旨、説明があった。

3. 小樽商科大学学則等の一部改正（案）について

山本学長から、小樽商科大学学則等の一部改正（案）について、本日開催の学部教授会にて、審議資料3にあるとおり、原案がまとまったので、審議願いたい旨、提案があった。

続いて、大矢理事（商学部長）から、審議資料3に基づき、説明があった。

引き続き、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、小樽商科大学学則等の一部改正については、平成25年4月1日付けで施行する旨、説明があった。

4. 「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」の一部を改正する細則（案）について

山本学長から、「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」の一部を改正する細則（案）について、平成24年11月28日開催のアントレプレナーシップ専攻会議及び本日開催された現代商学専攻会議にて、審議資料4にあるとおり、原案がまとまったので、審議願いたい旨、提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」の一部を改正する細則については、平成26年4月1日付けで施行する旨、説明があった。

5. 教員の採用について

山本学長から、教員の採用について、本日開催された学部教授会で採用原案が得られたので、審議願いたい旨、提案がなされた。

続いて、審議資料5に基づき説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

【言語センター 英語（異文化コミュニケーションまたは英米文学）等担当教員】

- ・採用予定者 菅野 優香
- ・採用予定年月日 平成25年4月1日
- ・採用予定職種 准教授

6. 専攻長の承認について

山本学長から、専攻長の承認について、提案があった。

【山本学長提案要旨】

- ・現代商学専攻長及びアントレプレナーシップ専攻長の任期が、本年3月31日で満了することに伴い、本日開催の現代商学専攻会議で、現代商学専攻長候補者として金 鎔 基 教授が、また、アントレプレナーシップ専攻長候補者については、平成24年3月9日開催のアントレプレナーシップ専攻会議で、旗本 智之 教授が、それぞれ選出されているので、承認願いたい。

・現代商学専攻長の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間、アントレプレナーシップ専攻長の任期は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となる。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

報 告 事 項

1. 「国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程」及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」について

鈴木教員人事制度検討WG座長から、「国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程」及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」について、報告があった。

【鈴木教員人事制度検討WG座長報告要旨】

- ・平成25年1月9日開催の教員人事制度検討ワーキンググループにて、「国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程」及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」について審議された結果について、報告するものである。
- ・審議内容としては、当該学科以外から少なくとも1名を含めなければならないとされている選考委員、いわゆる「他学科委員」の扱いについてである。
- ・この「当該学科以外」から選考委員を含める理由としては、平成17年11月30日開催の学部教授会にて「他学科委員を含めることとするのは、専門外の教員の立場で選考していただくという趣旨と考えられるが、教員選考委員会規程の改正について今後検討する」と、当時の教育担当副学長が発言した記録が残っている。
- ・この発言を踏まえ、過去、各学科等で選考委員を選出していたと思われるが、ワーキンググループでは、専門分野が近い他学科教員を選考委員に含めている場合もあり、他学科委員については、専門分野にこだわらず、当該学科外から選考過程について客観的な判断を下すことのできる委員と解釈すべきである旨の意見が多かった。
- ・今回、過去の経緯及び現状を踏まえて審議した結果、分野が同一であっても他学科であれば選考委員を選出できる、という結論に至ったので、その旨報告するものである。

2. 学長特別補佐の再任について

山本学長から、学長特別補佐の再任について、報告があった。

【山本学長報告要旨】

- ・本件については、本学組織・運営規程第7条の規定に基づき、江頭 進 教授を、学長特別補佐として、再任することを報告するものである。

- ・ 本人からは既に内諾を得ており、任期については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。
- ・ 職務内容については、引き続き、教育改革に関する事項を担当するものとする。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、2月13日（水）に開催する予定である。

以 上